特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人日本学生支援機構は、学資の貸与に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守するとともに、特定個人情報の保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

独立行政法人日本学生支援機構

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務

<奨学金貸与事業の概要>

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っている。貸与対象者は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ学生等である。

奨学金貸与事業は、奨学生の採用に係る業務と奨学金の回収に係る業務に大別されるが、以下では、 それぞれについて、番号制度導入の対象となる業務を中心に概要を説明する。

・奨学生の採用に係る業務(予約採用・在学採用)

奨学生の採用には、大学等への進学前に申込を受け付け採用候補者を決定する「予約採用」と、進学後に申込を受け付け決定する「在学採用」があり、いずれの場合も在籍する学校の推薦により奨学金申込を行い、学力基準及び家計基準等に基づいて審査を実施の上、機構が決定している。採用決定後、奨学生は、借用金額と保証関係及び今後の返還方法等、貸借関係を確認するための書類である返還誓約書を機構に提出し、人的保証選択者(※1)については、機構は提出された書類に基づいて連帯保証人の収入状況を確認している。

・奨学金の回収に係る業務

奨学生は、貸与終了後7カ月目より、原則月賦によりあらかじめ定められた割賦金を機構に返還する。 奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等で返還が困難になった場合、返還者は返還期限猶予 (※2)又は減額返還(※3)を申請事由に応じた証明書類と共に願い出ることができ、機構は審査を実施 する。また、返還者が死亡した場合には、連帯保証人・相続人(※4)が奨学金の返還免除を願い出るこ とができ、機構はこれについて審査を実施する。さらに、返還が滞った場合、人的保証選択者に対して は、機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等により返還残額の全ての請求を行う。これに対し て返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を 行う(※5)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。

- ※1:保証制度は人的保証(連帯保証人及び保証人を選任する。)と機関保証(保証機関に保証を依頼し保証料を支払って連帯保証を受ける。)の選択制としている。
- ※2:一定期間返還期限を延長する制度。
- ※3:適用期間中の割賦金額を、当初予定額の2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度。
- ※4:返還者本人の相続財産を受け継いだ者。死亡による返還免除の願い出に当たって、人的保証制度では相続人、連帯保証人の連署により願い出を行い、機関保証制度では相続人により願い出を行う。 ※5:裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行い、返還者と折衝することを、機構では法的措置というが、一括での返還が困難な状況にある返還者が裁判所に異議申立を行った場合には、返還者の事情等を具体的に把握した上で、返還期間、返還額についての折衝を行い、双方が合意に至った場合には和解となる。

<番号制度導入後の業務の概要>

番号制度導入後は、上記の業務の実施に当たり、以下のとおり個人番号を利用する。

- Ⅰ 個人番号の収集・登録
- Ⅱ 特定個人情報の照会・取得

I 個人番号の収集・登録

【個人番号の入手方法】

○新規の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※6)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※7)により入手する。

○既存の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※6)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※7)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。

なお、個人番号を本人から入手する際、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号の入手については、書類の散逸を避け、業務を確実に実施するために、原則として申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとする。

②事務の内容 ※

※6:関係者とは以下の者を指す。

- ・家計支持者: 奨学金申込者の父母(父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)
- ・連帯保証人: 奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人

・保証人: 奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった場合に、奨学生本人に代わって返還する人・世帯構成員: 奨学金申込者と同一世帯にあって家計支持者の収入金額から控除の対象となる者及び所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、返還者が被扶養者である場合に返還者と同一世帯にあって特別の事情が認められる対象となる者

・二親等以内の親族:返還期限猶予・減額返還の審査に当たり、返還者の二親等以内の親族で返還者の収入金額から控除の対象となる者

※7:基本的に郵送で入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。

【本人確認の措置】

個人番号を本人又は本人の代理人から入手する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行う。

【個人番号の登録】

本人確認の措置を実施した後、奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類を照合して整合性を確認した上で、個人番号を紐付け用DBシステムに登録する。

Ⅱ特定個人情報の照会・取得

各業務の目的に応じて、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステム又は地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する。

取得した特定個人情報は以下の事務において利用する。

①予約採用・在学採用における選考・審査

奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選者・審査を行う。

②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から借用金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還 誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。

③返還期限猶予・減額返還における審査

奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期 限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの 情報に基づいて審査を行う。

④返還者との和解に向けた折衝

返還が滞った場合、人的保証選択者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。

⑤回収不能債権の償却

償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、 これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。

⑥死亡による返還免除の審査

返還者が死亡した場合に連帯保証人あるいは相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。

⑦奨学生、返還者等の住所等現況の確認

機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。

なお、機構においては、特定個人情報の照会は実施するものの、特定個人情報の他機関等への提供は 実施しない。

 ③対象人数
 (選択肢>

 1)1,000人未満
 2)1,000人以上1万人未満

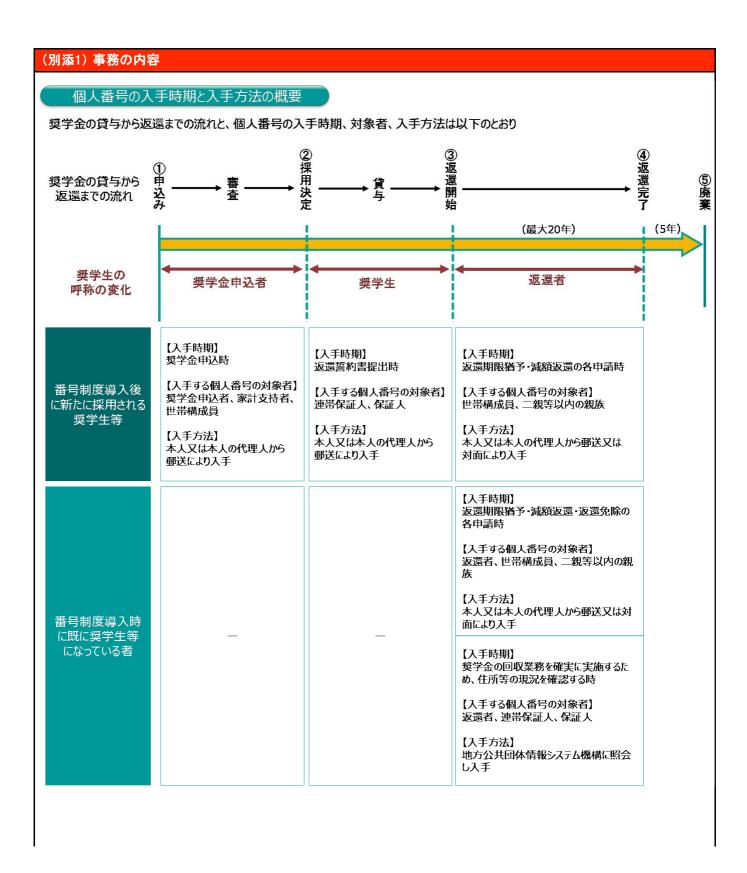
 3)1万人以上10万人未満
 4)10万人以上30万人未満

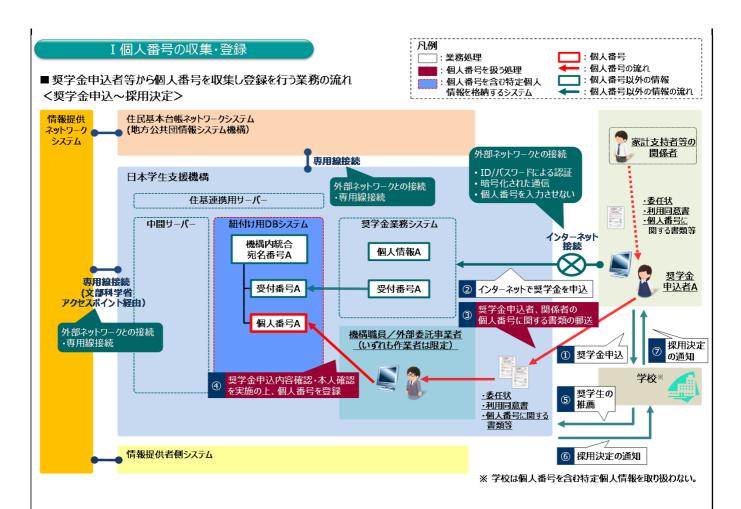
 5)30万人以上

2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	紐付け用DBシステム
②システムの機能	〈主要機能〉組付け用DBシステムは、「照会結果確認機能」を始めとする5つの機能を搭載し、特定個人情報の保存、宛名管理等を実施する。なお、本システムの各種機能の利用に当たっては専用の端末を利用し、業務用の端末は利用しない。各機能の概要は以下のとおり。 ①照会結果確認機能情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構から取得した特定個人情報の確認、検索等を実施するための機能。 ②データ変換・データベース蓄積機能情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構から取得した特定個人情報をデータベースご蓄積するための機能。 ③宛名管理機能要学生番号、受付番号、個人番号、機構内統合宛名番号、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別をいう。以下同じ。)等を組付けて管理するための機能。 ④機関別符号取得リクエスト機能新規に登録された個人番号に対する機関別符号を取得するために、中間サーバーに対してリクエストを実行するための機能(自動化されたバッチ機能)。 ⑤中間サーバー、奨学金業務システム及び住基連携用サーバーと接続するための機能。 〈他システムとの連携〉各システムとの連携の概要は以下のとおり。 ①奨学金業務システムとの連携の概要は以下のとおり。 ①奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取扱わないシステム要学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。なお、奨学金業務システムとの連携の概要は以下のとおり。 ①奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取扱わないシステム要学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。なお、要学金業務システムには、個人番号を含む特定個人情報のおとともに保有しない。 ②中間サーバー ・イ他システムとの連携・を含む特定個人情報の授受に係る連携・中間サーバーへの照会要求連携や、照会結果の中間サーバーからの連携等を行う。 ③住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム住民基本も帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。なお、住基連携用サーバーには個人番号を保有しない。
③他のシステムとの接続	 [] 情報提供ネットワークシステム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 死存住民基本台帳システム [] 税務システム [O] その他 (奨学金業務システム、中間サーバー、住基連携用サーバー)
システム2~5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル	名
学資の貸与に係る特定個人情	

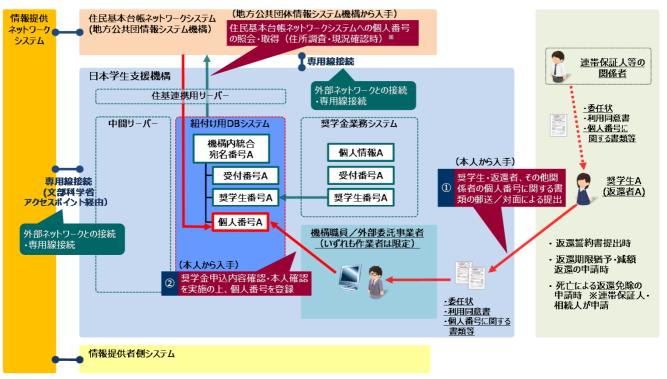
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金の貸与の認定に当たって、地方税関係情報等の特定個人情報を取得して、家計支持者の収入 状況等を把握し、選考・審査を実施する。 ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 奨学生の採用後、返還誓約書の提出を受け、地方税関係情報等の特定個人情報を利用して、連帯保 証人の収入状況を確認する。 ③ 返還期限猶予・減額返還における審査 返還者より返還期限猶予又は減額返還の願い出を受け、地方税関係情報、雇用・労働関係情報、生活 保護・社会福祉関係情報等の特定個人情報を取得して、返還者等の収入状況等を把握し、審査を実施 ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ) 法的措置を実施し、返還者が裁判所への異議申立を行った場合に、地方税関係情報等の特定個人情 ①事務実施上の必要性 報を取得して、返還者の収入状況等を把握し、和解に向けた折衝を実施する。 ⑤回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権について、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関 係情報等の特定個人情報を取得して、返還者等の収入状況等を把握し、回収不能と認められるかどう かの判断を行う。 ⑥死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に、連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け、地方公共団体情報シ ステム機構から本人確認情報を取得して、返還者の生存(死亡)の事実の確認を実施する。 ⑦奨学生、返還者等の住所等現況の確認 奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務を確実に実施するために、地方公共団体情報システム 機構から奨学生、返還者等に係る本人確認情報を取得して、氏名、住所等の現況を確認する。 公平かつ公正な奨学生の採用及び奨学金の回収 家計支持者、返還者等の収入状況等を正確に把握することにより、公平かつ公正な奨学生の採用及び 奨学金の回収を実現することが期待できる。 ・添付書類の省略による負荷軽減 現行業務においては各種手続について奨学生等(奨学金申込者、奨学生、返還者等)に添付書類を提 出することを求めているが、情報連携により添付書類が削減できるため、奨学生等の負荷が軽減される ことが期待できる。 ②実現が期待されるメリット 管理する帳票の削減 上記(添付書類の省略による負荷軽減)により、奨学生等から提出される添付書類が削減できるため、 機構において管理する帳票を削減できることが期待できる。 ・紙媒体での審査業務の電子化による業務効率化 現行業務においては紙媒体で審査業務を行っているが、情報連携により情報をシステムに投入できるこ とから、審査業務の効率化が期待できる。 5. 個人番号の利用 ※ •番号法第9条 •番号法別表第一項番81 法令上の根拠 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条 ・住民基本台帳法第30条の9 住民基本台帳法別表第一項番47の5 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ く選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 2) 実施しない 3) 未定 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 •番号法別表第二項番106 ②法令上の根拠 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条 【情報提供の根拠】 なし(提供しない)

7. 評価実施機関における	担当部署
①部署	政策企画部
②所属長	政策企画部長 髙橋 宏治
8. 他の評価実施機関	
_	





■奨学生・返還者等から個人番号を収集し登録を行う業務の流れ 〈採用決定~返還完了〉



- ※ 番号制度導入前の既存の奨学生・返還者等について住所調査等を行う必要がある場合には、地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する。
- 受付番号:インターネットでの奨学金申込完了後に発行される番号。
- ・製学生番号:製学生に対して一意に付与される番号。製学金の返還完了まで使用。 ・機構内統合宛名番号:個人を一意に特定するための番号。複数の製学金を貸与する場合、製学金毎に奨学生番号が付与されることから、当該番号を使用することで個人を特定。

(備考)

- 1. 個人番号の収集・登録における業務の流れ
- <奨学金申込~採用決定>
- ①奨学金申込者は学校に対して奨学金の申込を行う。
- ②奨学金申込者はインターネットで奨学金申込専用ホームページにアクセスし、学校を通じて機構から配付される識別番号(ID/パスワード)及び必要事項を入力して奨学金の申込を行う。入力された情報は奨学金業務システムに登録される。なお、このとき個人番号は入力させない。
- ③奨学金申込者は、奨学金申込者、家計支持者等の関係者の個人番号の利用に係る同意書・委任状・番号法第16条に定められた本人確認のための書類等をとりまとめて機構へ郵送する。なお、奨学金申込は在籍する学校の推薦により行うが、個人番号の提出に当たっては学校を介さず、本人又は本人の代理人が直接機構に提出する。
- ④機構職員(作業者は限定)は、③で郵送された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された奨学金申込内容と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、紐付け用DBシステムに個人番号を登録する。 当該業務を外部委託事業者(パンチ業者)が実施する場合は、委託先の限定された作業者が本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された奨学金申込内容と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、必要情報を入力して電子ファイルを作成し、これを暗号化した上で外部記録媒体に保存して機構に納品する。その後、機構職員(作業者は限定)が紐付け用DBシステムに当該データをアップロードする。
- ⑤学校は成績等を確認の上、機構に対して奨学生の推薦を行う。
- ⑥機構は審査の上、奨学生採用を決定し学校に通知する。
- ⑦学校は奨学生に採用決定を通知する。

<採用決定~返還完了>

(本人からの入手)

- ①奨学生又は返還者は、奨学生又は返還者、連帯保証人、保証人等の関係者の個人番号の利用に係る同意書・委任状・番号法第16条に定められた本人確認のための書類等をとりまとめて機構へ郵送又は対面(※1)で提出する。
- ②機構職員(作業者は限定)は、①で提出された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、紐付け用DBシステムに個人番号を登録する。
- 当該業務を外部委託事業者(パンチ業者)が実施する場合は、委託先の限定された作業者が本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、必要情報を入力して電子ファイルを作成し、これを暗号化した上で外部記録媒体に保存して機構に納品する。その後、機構職員(作業者は限定)が紐付け用DBシステムに当該データをアップロードする。

(地方公共団体情報システム機構からの入手)

住所調査等を目的として、番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者の個人番号を収集する必要がある場合には、機構が保有する奨学生等に関する基本4情報により地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し(※2)、紐付け用DBシステムに登録する。

なお、個人番号を本人から入手する際、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号の入手については、書類の散逸を避け、業務を確実に実施するために、原則として申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとする。

- ※1:基本的に郵送で入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。
- ※2:地方公共団体情報システム機構から入手する際は、照会件数、処理速度及び当機構における業務負荷等を考慮の上、専用回線 経由又は電子記録媒体のいずれかの手段を用いる。

2. 外部ネットワークとの接続について

- ①インターネット経由での奨学金申込手続について(※個人番号は用いない、個人番号は書類で別途入手する。)
- ・機構は奨学金の申請を行う奨学金申込者に限定したID/パスワードを発行し学校を通じて奨学金申込者に配付し、厳格なユーザー認証とアクセスコントロールを行う。
- ・申込者が利用する端末と機構側で受け付ける端末間は、通信上でデータの暗号化処理を行う。
- ・インターネットと奨学金業務システムの間、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムの間には、限定された通信のみ行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようにしている。
- ②情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムについて
- ・文部科学省のアクセスポイントまでの回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。
- ・機構と住民基本台帳ネットワークシステム間の回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

3. システムの概要説明

①中間サーバー

紐付け用DBシステム、住基連携用サーバーと接続し、情報提供ネットワークシステムを用いて機関別符号の取得や、国、地方公共団体等の情報提供機関に対して特定個人情報の情報照会を実施するとともに、情報照会記録を保存する。

②紐付け用DBシステム

中間サーバー、住基連携用サーバー、奨学金業務システムと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。なお、奨学金業務システムとの接続は、宛名管理用に奨学生番号等の情報を受領するのみで、照会結果を奨学金業務システムへは連携しない。

紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、 奨学金業務システムと紐付け用DBシステムとの接続は限定された通信のみ行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネット へのデータの流出が起こらないようにしている。

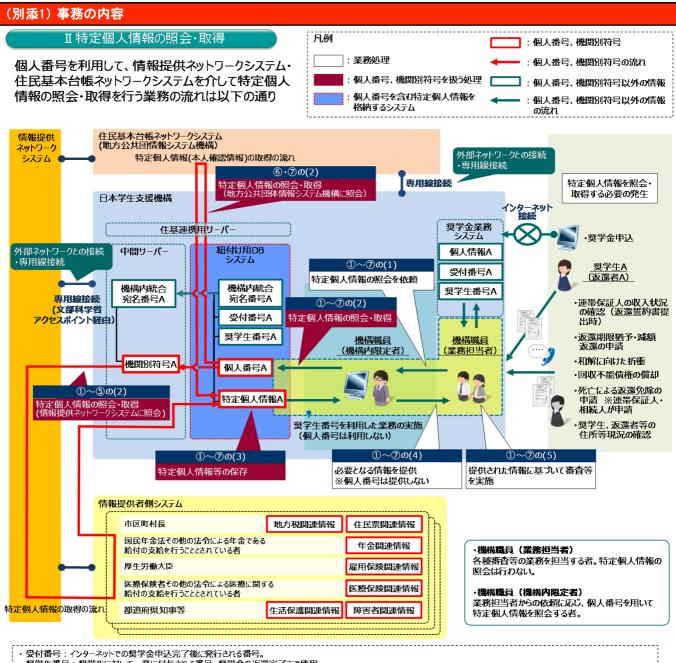
紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末は個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができない ようにシステム制御を行う。

③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム

奨学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。

奨学金業務システムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、 また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムの間の接続については、奨学金業務システムから紐付け用DBシステムに対して、奨 学生番号・受付番号等を渡すのみの一方通行の通信に限定している。

④住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム 住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。



- ・ 製学生番号: 奨学生に対して一意に付与される番号。 奨学金の返還完了まで使用。 ・ 機構内統合宛名番号: 個人を一意に特定するための番号。複数の奨学金を貸与する場合、奨学金毎に奨学生番号が付与されることから、当該番号を使用することで個人を特定。

(備考)

- 1. 特定個人情報の照会・取得業務の流れ
- ①予約採用・在学採用における選考・審査
- (1)奨学金申込者の家計判断等の審査を実施するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与さ れた機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、受付番号により情報照 会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して奨学金申込者、家計支持者等の地 方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、予約採用・在学採用の選考・審査を実施する。
- ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)
- (1)奨学生からの返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況を把握するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステ ムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当 者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して連帯保証人の地方税関係情報等の 特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づき、連帯保証人の収入状況を確認する。

- ③返還期限猶予・減額返還における審査
- (1)返還者より返還期限猶予・減額返還の願い出を受け、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、各願い出に必要となる条件を満たしているか確認する。
- ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)
- (1)裁判所を通じての支払督促等を行った後、返還者より異議申立があった場合に、裁判所からの連絡を受け、機構職員(業務担当者) は返還者に対して和解の意思を確認し、和解に向けた折衝に当たって、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員 (機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼 し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者、連帯保証人等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、和解に向けた折衝を行う。

⑤回収不能債権の償却

- (1)償却の条件に該当する債権について、返還者等の収入状況等を確認するため、機構職員(業務担当者)は紐付け用DBシステムへ のアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者) は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者、連帯保証人等の地方税関 係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して返還者等の収入状況等を確認し、回収不能と認められる場合には償却を実施する。

⑥死亡による返還免除の審査

- (1)連帯保証人・相続人より返還免除の願い出を受け、機構職員(業務担当者)は紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報(本人確認情報)の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、地方公共団体情報システム機構に対して返還者の特定個人情報(本人確認情報)を照会し、照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づき、返還者の生存(死亡)の事実確認を行う。

⑦奨学生、返還者等の住所等の現況確認

- (1)機構が発送した郵便物の返戻等を受けた際、また、その他奨学生の採用及び奨学金の回収業務を確実に行うために必要な範囲で、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して返還者、連帯保証人等の特定個人情報(本人確認情報)の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、地方公共団体情報システム機構に対して返還者、連帯保証人等の特定個人情報(本人確認情報)を 照会し、照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づいて、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。

なお、上記の情報照会・取得を行うに当たっては、以下のいずれかの方法によりその都度本人確認を行う。

・郵送又は対面による照会を受けた場合

奨学生・返還者等に本人確認の書類を提出させ、奨学金業務システムに収載されている情報を照合して本人確認を行う。

・電話による照会を受けた場合

本人しか知り得ない事項その他の機構が適当と認める事項を確認した上で、奨学金業務システムで保有する奨学生情報と照合して本人確認を行う。

2. 外部ネットワークとの接続について

情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの接続のリスクに対して、以下の対策を実施する。

- ・文部科学省のアクセスポイントまでの回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。
- ・機構と住民基本台帳ネットワークシステム間の回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

3. システムの概要説明

①中間サーバー

紐付け用DBシステム、住基連携用サーバーと接続し、情報提供ネットワークシステムを用いて機関別符号の取得や、国、地方公共団体等の情報提供機関に対して特定個人情報の情報照会を実施するとともに、情報照会記録を保存する。

②紐付け用DBシステム

中間サーバー、住基連携用サーバー、奨学金業務システムと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。なお、奨学金業務システムとの接続は、宛名管理用に奨学生番号等の情報を受領するのみで、照会結果を奨学金業務システムへは連携しない。

紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、 奨学金業務システムと紐付け用DBシステムとの接続は限定された通信のみ行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネット へのデータの流出が起こらないようにしている。

紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末は個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができない ようにシステム制御を行う。

③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム

奨学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。

奨学金業務システムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、 また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムの間の接続については、奨学金業務システムから紐付け用DBシステムに対して、奨学生番号・受付番号等を渡すのみの一方通行の通信に限定している。

④住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム 住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	<選択肢>
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族
	その必要性	 ・奨学金の貸与の認定における家計の審査に当たっては、家計支持者、世帯構成員の収入状況等を把握する必要がある。 ・奨学生からの返還誓約書の提出を受けて連帯保証人の収入状況を確認する必要がある。 ・返還期限猶予、減額返還、死亡による返還免除、その他奨学生の採用及び奨学金の回収に係る業務に当たっては、奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族の収入状況や住所等を把握する必要がある。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
	その妥当性	〇識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号(※1)及びその他識別情報(内部番号)(※2)については、対象者を正確に特定するために保有する。 ※1:機関別符号 ※2:奨学生番号、受付番号、機構内統合宛名番号 〇連絡先等情報 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):奨学生等への連絡及び本人確認のために保有する。 ・連絡先(電話番号等):奨学生等への連絡のために保有する。 ・連絡先(電話番号等):奨学生等への連絡のために保有する。 ・その他住民票関係情報:返還期限猶予・減額返還における審査、死亡による返還免除の審査及び奨学生、返還者等の住所等の現況確認のために異動事由、異動年月日、続柄に係る情報を取得・保有し、返還者等が提出する証明書類を削減し、審査等を効率的に行うとともに、奨学金の回収業務を確実に実施する。 〇業務関係情報 各情報を情報提供ネットワークシステムより取得し、奨学生、返還者等が提出する証明書類を削減し、審査等を効率的に行う。 ・地方税関係情報・予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)、回収不能債権の償却の業務のために取得。

		・医療保険関係情報:予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯の以入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査	
		務のために取得。 ・ <u>障害者福祉関係情報</u> : 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連入の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における署	
		収不能債権の償却の業務のために取得。 ・生活保護・社会福祉関係情報:予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時に 連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還 る審査、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)、回収不能債権の償 業務のために取得。	におけ 賞却の
		・雇用・労働関係情報:予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連続人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における智還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)の業務のために取得。 ・年金関係情報:予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制利用する場合のみ)の業務のために取得。	審査、返 [人の収
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	 始日	平成29年4月予定	
⑥事務担	当部署	市谷事務所貸与部、返還部、債権管理部	
3. 特定	個人情報の入手・	使用	
		[〇]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		┃ ┃ 〇]行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣)
①入手元	*	【 ○ 】地方公共団体·地方独立行政法人 (都道府県知事、市区町村長)
)
		[○]その他 (地方公共団体情報システム機構)
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメ	<u></u>
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	_,
②入手方	法	「〇]情報提供ネットワークシステム	
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
		【本人又は本人の代理人からの入手】	
		・奨学金申込、返還誓約書提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折復による返還免除の申請時に、奨学生及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯村員、二親等以内の親族)の個人番号を本人又は本人の代理人から郵送又は対面で入手する。	
21 ∓ 0	時期•頻度	【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・死亡による返還免除の審査:連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付けた都度確認情報を入手する。 ・奨学生、返還者等の住所等現況の確認:奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務の実施たり、確認の必要が生じた都度、住所等の本人確認情報を入手する。 ・番号制度導入前の既存の奨学生等の個人番号については、郵便物の返送等を受けて住所調査必要が生じた都度、入手する。	色に当
	FUND ORIX	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・ <u>予約採用・在学採用における選考・審査</u> : 奨学金申込を受け付けた都度(主に4月~7月)、特定報を入手する。 ・ <u>返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ</u>	
		還誓約書提出を受けた都度(主に7月~9月)、特定個人情報を入手する。 ・返還期限猶予・減額返還における審査:返還者より願い出を受け付けた都度、特定個人情報を る。 ・返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ):裁判所より異議申立の連絡 領後、返還者との和解に向けた和解の折衝を利用する場合のみ):裁判所より異議申立の連絡	絡を受
		・回収不能債権の償却のための返還者等の状況確認:対象となる債権に係る返還者等の状況確 う都度、特定個人情報を入手する。 【本人又は本人の代理人からの入手】 番号法第9条第1項及び第14条第1項に基づき、奨学金申込、返還誓約書提出、返還期限猶予・設 還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生及びその関	減額返
		(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族)の個人番号を、本人又は 代理人から郵送又は対面で入手する。	

		I
④入手に係る妥	当性	【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第9条第1項及び第14条第2項に基づき、死亡による返還免除の願い出を受け付けた都度、また、奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務の実施に当たり、奨学生、返還者等の住所等現況の確認の必要が生じた都度、地方公共団体情報システム機構に照会して電子記録媒体等により個人番号及びその他の本人確認情報を入手する。
		【情報提供ネットワークシステムからの入手】 番号法第19条第7号に基づき、予約採用・在学採用における選考・審査(主に4月~7月)、連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時、主に7~9月)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝、回収不能債権の償却のための返還者等の状況確認、これらの業務を行うために、奨学生等からの申請又は裁判所からの連絡等を受けた都度、情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を入手する。
⑤本人への明示	₹	奨学生及びその他の関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族)に個人番号の提供を求める措置について規定した上で、個人番号を取得する際に、機構が学資の貸与に係る事務の実施を目的として、本人又は本人の代理人から、あるいは地方公共団体情報システム機構から個人番号を収集すること、及び、個人番号を利用して地方公共団体情報システム機構及び情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を取得し利用することを本人に明示し、本人から同意を得る。
		①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定 個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。
		②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から借用金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還 誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。
		③返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期 限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの 情報に基づいて審査を行う。
⑥使用目的 ※		④返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、人的保証選択者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。
		⑤回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、 これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。
		⑥死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に 基づき審査を行う。
		⑦奨学生、返還者等の住所等現況の確認 機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答 が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情 報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。
変更(の妥当性	_
.	使用部署※	市谷事務所貸与部、返還部、債権管理部
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>
		・奨学生等より提供された個人番号、奨学金業務システムに保有する奨学生番号、基本4情報等の情報を紐付け用DBシステムに登録する。 ・既存の奨学生・返還者等の個人番号については、必要性に応じて、機構が保有する基本4情報をキーワードとして地方公共団体情報システム機構より取得し、紐付け用DBシステムに登録する。 ・登録した個人番号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構より特定個人情報を照会・取得し、紐付け用DBシステムに保存の上、以下の①~⑦の業務において使用する。

①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定 個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。 ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から借用金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還 誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。 ③返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期 限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの ⑧使用方法 ※ 情報に基づいて審査を行う。 ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ) 返還が滞った場合、人的保証選択者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行う が、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況に係る特 定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。 ⑤回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、 これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。 ⑥死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情 報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に 基づき審査を行う。 ⑦奨学生、返還者等の住所等の現況確認 機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答 が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情 報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。 奨学金業務システムに登録された奨学生等に関する情報と、奨学生等から提供された個人番号に関す 情報の突合 ※ る書類の情報を照合して、一致した者について奨学生番号等と個人番号を紐付けて紐付け用DBシステ ムへ登録する。 情報の統計分析 個人番号の収録率、処理件数等の統計処理のみを行う。個人の属性・特徴等に着目した分析は行わな い。 ・奨学生の採用 ・返還期限猶予・減額返還の承認 権利利益に影響を 法的措置時の異議申立後の返還方法に係る決定 与え得る決定 ※ 死亡による返還免除の承認 ・債権の償却 平成29年7月1日 ⑨使用開始日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 く選択肢> Γ 委託する] 1) 委託する 2) 委託しない 委託の有無 ※ 2) 件 委託事項1 個人番号を含むデータの入力業務 ①委託内容 個人番号を含むデータの入力を実施する。 ②取扱いを委託する特定個 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 人情報ファイルの範囲 2) 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 1万人未満 対象となる本人の 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以 対象となる本人の 奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族 節用 🥇 機構の業務負荷に鑑み、外部委託を実施して当該業務を実施する必要があるため。 ただし、当該業務の実施に当たっては、セキュリティ担保を行った上で推進する必要があるため、機構の その妥当性 セキュリティルールを定めるとともに、当該業務の専任要員を配置して業務を実施する。 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 ③委託先における取扱者数 Γ 50人以上100人未満 1 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

	f先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [〇] 紙
2711	7000提供分法	・) []その他 ()
⑤委 語	氏先名の確認方法	機構ホームページに委託先名を公表する。
⑥委 言		未調達
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として委託先の従業員により作業を行うが、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、委託先は機密保持、知的財産権等に関して機構が定める委託先の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、以下の内容について機構へ報告し承認を得る。 ・再委託先に関する各種情報(社名、実績、規模、各種の認証資格の有無、事業所の場所等々) ・再委託する業務内容(範囲)とその割合、作業量 ・再委託先を含めた本業務に関わる全ての組織関連を含む全体体制図 ・再委託先に対する各種管理方法(運用管理規程、作業マニュアル、課題管理、リスク管理、セキュリティ管理等々)
	9再委託事項	受託業務のうち一部の業務に限り再委託を可能とし、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
委託	事項2~5	
委託	事項2	紐付け用DBシステム等の運用・保守
①委訂	托内容	特定個人情報を取り扱う運用・保守業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、特定個人情報の開示請求人(本人)に対する情報提供に関する作業等)を実施する。
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等、全体の取扱いを委託することが必要であるため。
③委言	f先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムが設置されているデータセンター内にて取り扱う。)
⑤委 語	氏先名の確認方法	機構ホームページに委託先名を公表する。
⑥委 詞	 1	未調達
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として委託先の従業員により作業を行うが、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、委託先は機密保持、知的財産権等に関して機構が定める委託先の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、以下の内容について機構へ報告し承認を得る。 ・再委託先に関する各種情報(社名、実績、規模、各種の認証資格の有無、事業所の場所等々) ・再委託する業務内容(範囲)とその割合、作業量 ・再委託先を含めた本業務に関わる全ての組織関連を含む全体体制図 ・再委託先に対する各種管理方法(運用管理規程、作業マニュアル、課題管理、リスク管理、セキュリティ管理等々)
	⑨再委託事項	受託業務のうち一部の業務に限り再委託を可能とし、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

5. 特定個人情報の提供・	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件
(を)	[〇] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [3) 10万人以上10万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 受徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	Z 98410 PH N
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
O IZ TAZZIA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

6. 特定個人情	情報の保管・	消去
①保管場所 ※		・特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器設置室等については、以下の対策を実施している。 (1)立ち入る権限を有する者の特定 (2)立入りに際しての用件の確認、入退の記録の措置 (3)委託業者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視並びに委託業者の識別化等の措置 (4)ICカード、生体認証、監視カメラ等の不正入退を抑止するための防犯設備の設置 (5)前室からサーバー等の機器を設置する室に入室する際の共連れ防止対策 (6)災害時に備えるための耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置 (7)サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置 ・特定個人情報が記録された書類及び電子記録媒体の保管室については、他の執務室と区別し、施錠して部外者が入室できないよう物理的な対策を実施するとともに、電子記録媒体の保管室内には監視カメラを設置している。
	期間	<選択肢>
②保管期間	その妥当性	機構の文書管理規程に従い、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理 ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後5年経過時まで保管する。ただし、予約採 用・在学採用の審査のために取得した家計支持者や世帯構成員に係る特定個人情報は採用後5年経 過時まで保管する。
③消去方法		紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報については、保管期間経過後、システム処理にて自動削除する。また、特定個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、各部の個人情報保護管理者の指示するところに従い、当該記録されている特定個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。
7. 備考		
_		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民票関係情報】 世帯主との続柄コード	世帯主との続柄コード
	続柄コード1
	続柄コード2
	続柄コード3
世帯番号	1951173 — 1°4
生活保護・社会福祉関係情報】	
生活保護情報	処理年月
	支給対象年月
	支給開始年月日
	支給終了年月日
	支給月額合計
	一時扶助額
· 障害者福祉関係情報】	
	<u> </u>
身体障害者手帳情報	身体障害者手帳初回交付年月日
	身体障害者手帳返還年月日
	身体障害者手帳再交付年月日
	身体障害者手帳等級コード
	身体障害者手帳再認定年月日
	身体障害者手帳障害情報
精神障害者保健福祉手帳情報	精神手帳交付年月日
	精神手帳返還年月日
	精神手帳再交付年月日
	付押す収費又刊サガロ
	精神手帳等級コード
	精神手帳有効期間開始年月日
	精神手帳有効期間終了年月日
	精神手帳更新履歴年月日
雇用 労働関係情報】	
雇用保険適用情報	資格取得年月日
	離職年月日
雇用保険求職者給付情報	求職申込年月日
推用体膜水碱石和的用報	
	資格喪失年月日
	離職理由コード
	受給期間満了年月日
	所定給付日数
	求職者給付(基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当)
	就職促進給付(就業促進手当、移転費、広域求職活動費)
教育訓練給付	教育訓練給付金
雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金
7E71344417644113	育児休業給付金
	介護休業給付金
日雇労働求職者給付金	日雇労働求職者給付金
医療保険関係情報】	
	社会 左日
被用者保険関係情報	対象年月
	資格情報(資格取得日)
	資格情報(資格喪失日)
	給付情報(療養の給付)
	療養費
	訪問看護療養費
	移送費
	傷病手当金
	家族療養費
公田支料书区本明区结节	
後期高齢者医療関係情報	対象年月
	資格情報(資格取得日)
	資格情報(資格喪失日)
	給付情報(療養の給付)
	給付情報(療養の給付)
	保険外併用療養費
	保険外併用療養費 療養費
	保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費
	保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費
	保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 傷病手当金
	保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費
	保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 傷病手当金

国民健康保険関係情報 対象年月 資格情報(資格喪失日) 給付情報(療養の給付) 保険分析用療養費 療養費 助問看護療養費 形員保険関係情報 対象年月 資格情報(資格喪失日) 対象年月 資格情報(資格喪失日) 対象年月 資格情報(資格喪失日) 対象年月 資格情報(資格喪失日) 始付情報(療養の給付) 保険外外用療養費 療養費 助問看護療養費 技護費 動問看護療養費 核決養者人数 保険外外用療養費 療養費 (場病手当金 家族療養費 被決養者人数 保険種別 方税関係情報 201 101
養格情報(療養の給付) 保險外併用療養費 遊養費 助問看護療養費 移送費 偏病手当金 列拿年月 資格情報(資格喪失日) 檢付情報(療養の給付) 保險外併用療養費 療養費 動問看護療養費 移送費 傷病手当金 多族疾養費 動問看護療養費 移送費 傷病手当金 家族疾養費 養養費 傷病手当金 家族疾養費 養養養 養養者人數 保險種別 方稅関係情報] 個人住民稅情報 建稅生度 起所得金額以新所得金額 合計所得金額以期所得額 合計所得金額就與期所得額(分離課稅) 合計所得金額就與期所得額(今離課稅) 合計所得金額就與期所得額(中告分離) 合計所得金額就與期所得額(中告分離) 合計所得金額就其式物取引雜所得額 配偶者控除等 上養控除特定 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除行定 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性除一般 大養性於一般 大養性除一般 大養性於自己 陳書者性除自老 本人該当区分性除対象を別 本人該当区分性除対象數分学生 本人該当区分性除対象數分學生 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除效象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人樣對区分性除対象數分學 本人該当区分性除対象數分學 本人樣對区分析療養的 本人樣對区分性除対象數分學 本人樣對区分性除対象數分學 本人樣對区分性除対象數分學 本人樣對因分析機工學
給付情報(應養の給付) 保険外併用療養費 類差費 助問看護療養費 形為英子 傷病手当金 別各年月 資格情報(資格喪失日) 治付情報(資格喪失日) 治付情報(資格喪失日) 治付情報(養の給付) 保験分併用療養費 療養費 助問看護療養費 移送費 傷病手当金 家族療養費 動問看護療養費 移送費 傷病等等3金 家族療養費 会計所得金額之關於所得額 合計所得金額之關於所得額 合計所得金額以關於所得額(総合課稅) 合計所得金額與本所得額(総合課稅) 合計所得金額與或所得額(総合課稅) 合計所得金額執工或報度所得額(総合課稅) 合計所得金額執工或報度所得額(申告分離) 合計所得金額株工場本等配当所得額 配偶者控除等 扶養控除時度 扶養控除時度 扶養控除時度 扶養控除時度 扶養控除時度 扶養控除時度 其養理除一般 扶養控除時度 扶養控除時度 大養理除一般 大養理除一類 大養理除一類 大養理除一類 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象原 本人該当区分理除対象原 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象系婦 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理療対象 本人該当区分理除対象 本人該当区分理除対象 本人核当区分付養際対象 本人核当区分付養際対象 本人核当区分付養際対象 本人核当区分付養際対象 本人核当区分付養所養 年金給付前報 年金給付前額 年金給付前額 年金給付前額
保険外併用療養費
療養費 訪問看護療養費 移送費 傷病手当金 対象年月 資格情報(資格取得日) 資格情報(資格取得日) 資格情報(資格取得日) 資格情報(資格聚失日) 粉化情報(療養の動物) 原養費 助問質療養費 移送費 協病手当金 家族療養費 被扶養者人數 (保險種別) 方稅関係情報] 個人住民稅情報 (保險種別) 方稅関係情報] 個人住民稅情報 (保險種別) 方稅関係情報) (日民稅情報) (日民稅代報) (日稅代報) (日代代報) (日代代
計問看膜療養費 移送費 傷病手当金 対象年月 資格情報(資格取得日) 資格情報(資格喪失日) 給行情報(療養の給付) 侵險/作用療養費 療養費 動問看護療養費 移送費 傷病手当金 家族療養費 被扶養者人数 保険種別 個人住民稅情報 (現於年度 総所得金額等 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額與職所得額(全課稅) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額條本式上據株式等配当所得額 配偶者理除一般 扶養理除一般 扶養理除一般 扶養理除時度 陳書者理除 同時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象原陽 本人該当区分控除対象原陽 本人該当区分控除対象原陽 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分性殊対象即等生 本人該当区分性殊対象原場 本人該当区分性殊対象即等生 本人該当区分性殊対象即等生 本人該当区分性殊対象即等生 本人該当区分性殊対象即等生 本人該当区分性殊対象原場 本人該当区分性殊対象原場 本人該当区分性殊対象原場 本人該当区分性殊対象原場 本人該当区分性素性解対象 本人該当区分性素性解対象
移送費
##
紹員保険関係情報
資格情報(資格取得日) 資格情報(養格喪失日) 給付情報(療養費 統持養費 療養費 那透費 國病手当金 家族療養費 接送費 傷病手当金 家族療養費 被扶養者人数 保険種別 方稅関係情報] 個人住民稅情報 2011年 (1992年) (1992年
資格情報(資格喪失日) 給付情報(療養の給付) 保險外供用療養費 療養費 動問看護療養費 移送費 傷病手当金 家族療養費 被技養者人数 保險種別
給付情報(療養の給付) 保険外併用療養費 養養
保険外併用療養費 療養費
療養費
訪問看護療養費 移送費 (傷病手当金 家族療養費 被扶養者人数 保険種別 方税関係情報] 個人住民税情報 (場別) (場別
移送費 傷病手当金 家族療養費 被扶養者人数 保険種別 方稅関係情報】 『人住民稅情報 『課稅年度 総所得金額等 合計所得金額以林所得額 合計所得金額以林所得額 合計所得金額與讓所得額(総合課稅) 合計所得金額據或所得額(総合課稅) 合計所得金額據或方得額(分離課稅) 合計所得金額株式等讓澳所得額(申告分離) 合計所得金額株式与據凍或所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額 即個者控除等 技養控除時度 技養控除時度 技養控除持定 技養控除特定 技養控除持定 技養控除持定 技養控除 市會 古政治學院対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象前等 本人該当区分控除対象前等 本人該当区分控除対象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分控除对象, 本人该当区分投除对象, 本人该当区分投降, 本人该当区分投除对象, 本人该当区分投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人该当区分成投降, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成设格, 本人统计区分成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成
傷病手当金 家族療養費 披扶養者人数 保険種別 (所) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根
家族療養費 被技養者人数 保險種別 方稅関係情報 國人住民稅情報 課稅生度 総所得金額等 合計所得金額総所得金額 合計所得金額退職所得額(合課稅) 合計所得金額超職政所得額(必合課稅) 合計所得金額株式等額級政所得額(申告分離) 合計所得金額株式生場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引維所得額 配偶者控除等 技養控除一般 技養控除時定 技養控除同老 障害者控除 管障 障害者控除 管障 障害者控除 管障 障害者控除 時陸 障害者控除 時陸 障害者控除 時達 達者控除 可转 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除对象原毒者 本人該当区分控除对象原毒者 本人該当区分控除对象專婦 本人該当区分控除对象專婦 本人該当区分控除对象事勞生 本人該当区分控除对象專婦 本人該当区分控除对象事務 本人該当区分控除对象非常 本人該当区分控除对象事務 本人該当区分控除对象非常養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報
被扶養者人数 保険種別 方税関係情報】 個人住民稅情報 整稅年度 総所得金額等 合計所得金額総所得金額 合計所得金額與職所得額(総合課稅) 合計所得金額退職所得額(総合課稅) 合計所得金額據波所得額(中告分離) 合計所得金額株式等譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式等財務工場株式等配当所得額 配偶者控除等 技養控除一般 技養控除一般 技養控除同老 障害者控除 特障 障害者控除 特障 障害者控除 時障 障害者控除 時障 障害者控除 時障 障害者控除 同转 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象 基本人該当区分投除対象 基本人該当区分投除対象 基本人該当区分技養控除対象 基本人該当区分抗養控除対象
保険種別 保険種別 課税年度 総所得金額等 合計所得金額総所得金額 合計所得金額 総所得金額 合計所得金額 公計所得金額 公計所得金额 公計所得额 公計所得金额 公計所得额 公計所得额 公計所得金额 公計所得额 公計所得额 公計所得额 公計所得额 公計所得额 区域 公計 公計 公計 公計 公計 公計 公計 公
方税関係情報】 個人住民稅情報 課稅年度 総所得金額等 合計所得金額総所得金額 合計所得金額山林所得額 合計所得金額退職所得額(総合課稅) 合計所得金額據就所得額(於會課稅) 合計所得金額株式等讓渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式等讓渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除時定 持養控除同老 障害者控除 普隆 障害者控除 管 障害者控除 同特 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象專婦 本人該当区分控除対象專婦 本人該当区分投除対象專婦 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分抗養養親族
個人住民稅情報 課稅年度 総所得金額等 合計所得金額総所得金額 合計所得金額退職所得額(総合課稅) 合計所得金額退職所得額(総合課稅) 合計所得金額株式等讓應所得額(申售分離) 合計所得金額株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 比養控除一般 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除 音陸 障害者控除 音陸 障害者控除 青陸 障害者控除 特陸 障害者控除 特陸 障害者控除 特陸 庫害者控除 持達 庫害者控除 持達 車本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象原婦者 本人該当区分控除对象原婦者 本人該当区分控除对象原婦者 本人該当区分技除対象, 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務控除对象 本人該当区分技務技務就 全給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報
総所得金額等 合計所得金額 総所得金額 合計所得金額山林所得額 合計所得金額山林所得額(総合課稅) 合計所得金額邊職所得額(総合課稅) 合計所得金額接應所得額(分離課稅) 合計所得金額株式等譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 扶養控除中定 扶養控除時定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 普隆 障害者控除 普隆 障害者控除 時障 障害者控除对象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象導端 本人該当区分控除対象導端 本人該当区分控除対象導端 本人該当区分控除対象等場 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分行6歳未満扶養親族 金関係情報 年金給付記録情報 年金給付記録情報
合計所得金額 総所得金額 合計所得金額山林所得額 合計所得金額退職所得額(総合課稅) 合計所得金額邊職所得額(分離課稅) 合計所得金額株式等讓渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 普障 障害者控除 時障 障害者控除 時時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象專婦 本人該当区分控除对象專婦 本人該当区分投除対象專婦 本人該当区分投除対象專婦 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除対象 本人該当区分投除对象 本人該当区分投除对象 本人該当区分投除对象 本人该当区分投除对象 本人该当区分投降对象
合計所得金額山林所得額 合計所得金額退職所得額(総合課税) 合計所得金額讓渡所得額(分離課稅) 合計所得金額株式等讓渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式先場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引維所得額 配偶者控除等 主養控除一般 技養控除一般 技養控除行定 技養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 普隆 障害者控除 一時 障害者控除 一時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象導婦 本人該当区分控除对象等婦 本人該当区分控除对象等婦 本人該当区分控除对象等婦 本人該当区分控除对象等婦 本人該当区分控除对象等婦 本人該当区分控除对象
合計所得金額退職所得額(総合課税) 合計所得金額譲渡所得額(分離課税) 合計所得金額株式等譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除時定 持養控除育老 障害者控除 普障 障害者控除 時障 障害者控除 同特 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象導婦 本人該当区分控除対象募 本人該当区分控除対象表 本人該当区分投除対象表 本人該当区分投除対象方学生 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族
合計所得金額譲渡所得額(分離課稅) 合計所得金額株式等譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除一般 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 普障 障害者控除 一時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象募婦 本人該当区分控除対象事婦 本人該当区分投除対象, 本人該当区分投除対象, 本人該当区分投除对象, 本人该当区分投除对象, 本人该当区分投除对象。 本人该当区分投除对象。 本人该当区分投除对象。 本人该当区分投除对象。 本人该当区分技養投除对象 本人该当区分技養的、工资、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、
合計所得金額株式等讓渡所得額(申告分離) 合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雑所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 普障 障害者控除 時障 障害者控除 時障 障害者控除 時時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象導婦 本人該当区分控除対象募婦 本人該当区分控除対象事婦 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分技養控除对象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
合計所得金額株式上場株式等配当所得額(申告分離) 合計所得金額株式先物取引雜所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除付定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 特障 障害者控除 同時 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象原場 本人該当区分控除対象募募婦 本人該当区分投除対象募募婦 本人該当区分技務対象方学生 本人該当区分技務対象 本人該当区分技務対象 本人該当区分技務控除対象 本人該当区分技務控除対象 本人該当区分技務控除对象 本人该当区分抗養控除対象 本人核当区分抗養控除対象 本人核当区分抗養性核稅核
合計所得金額株式先物取引維所得額 配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除特定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 等障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象募募婦 本人該当区分控除対象勤劳学生 本人該当区分技養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分付除対象 動等学生 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分付6歳未満扶養親族
配偶者控除等 扶養控除一般 扶養控除特定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除对象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分投除对象,等 本人該当区分投除对象,等 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養的有效 本人該当区分16歳未滿扶養親族
扶養控除一般 扶養控除特定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除对象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分投除对象事势学生 本人該当区分技養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養教族
扶養控除特定 扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除对象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分投除对象事势学生 本人該当区分技養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
扶養控除同老 障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除对象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象募婦 本人該当区分控除对象募婦 本人該当区分投除对象事婦 本人該当区分技養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 在盤給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
障害者控除 普障 障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除对象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象募婦 本人該当区分控除对象募募婦 本人該当区分投除对象勤労学生 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 在
障害者控除 特障 障害者控除 同特 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除对象障害者 本人該当区分控除对象寡婦 本人該当区分控除对象勤労学生 本人該当区分扶養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報
障害者控除 同特 本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除对象寡婦 本人該当区分控除对象勤労学生 本人該当区分扶養控除对象 本人該当区分抗養控除对象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報
本人該当区分控除対象配偶者 本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象寡婦 本人該当区分控除対象勤労学生 本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
本人該当区分控除対象障害者 本人該当区分控除対象寡婦 本人該当区分控除対象勤労学生 本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分16歳未滿扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報
本人該当区分控除対象寡婦 本人該当区分控除対象勤労学生 本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報
本人該当区分控除対象勤労学生 本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分抗養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報
本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
本人該当区分扶養控除対象 本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報 日法厚生年金老齢年金情報
本人該当区分16歳未満扶養親族 金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報 年金給付情報 旧法厚生年金老齢年金情報
金関係情報】 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 旧法厚生年金老齢年金情報
年金給付記録情報 年金給付記録情報 年金給付情報 年金給付情報 旧法厚生年金老齢年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金老齢年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金通算老齡年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金特例老齡年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金障害年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金遺族年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金寡婦年金情報
年金給付情報旧法厚生年金かん夫年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金遺児年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金通算遺族年金情報
年金給付情報 旧法·新法厚生年金特例遺族年金情報
年金給付情報 旧法船員年金老齡年金情報
在全轮付情報 1年松青在全海省李岭在全情報
年金給付情報 旧法船員年金通算老齡年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報 年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報 年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報 年金給付情報 旧法船員年金遺族年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報 年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報 年金給付情報 旧法船員年金遺族年金情報 年金給付情報 旧法船員年金寡婦年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報 年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報 年金給付情報 旧法船員年金遺族年金情報 年金給付情報 旧法船員年金寡婦年金情報 年金給付情報 旧法船員年金
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報 年金給付情報 旧法船員年金特例老齡年金情報 年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報 年金給付情報 旧法船員年金遺族年金情報 年金給付情報 旧法船員年金寡婦年金情報

1	左令於什樣起 ID注目尼左令老齡左令樣起(注答06条.76条款坐)
	年金給付情報 旧法国民年金老齡年金情報(法第26条·76条該当) 年金給付情報 旧法国民年金老齡年金情報(法第78条該当)
	年金給付情報 旧法国民年金老齡年金情報(旧令陸軍共済該当)
	年金給付情報 旧法国民年金老齡年金情報(5年年金該当)
	年金給付情報 旧法国民年金通算老齡年金情報
	年金給付情報 新法老齢基礎年金・老齢厚生年金情報(特別支給の老齢厚生生金・特例老齢年金含む)
	年金給付情報 新法障害基礎年金·障害厚生年金情報
	年金給付情報 新法遺族基礎年金·遺族厚生年金情報
	年金給付情報 旧法国民年金障害年金情報
	年金給付情報 旧法国民年金母子年金情報
	年金給付情報 旧法国民年金準母子年金情報
	年金給付情報 旧法国民年金寡婦年金情報
	年金給付情報 旧法国民年金遺児年金情報 年金給付情報 新法障害基礎年金情報(障害福祉年金裁定替え分)
	年金給付情報 新法遺族基礎年金情報(母子福祉年金裁定替え分)
	年金給付情報 新法遺族基礎年金情報(準母子福祉年金裁定替え分)
	年金給付情報 新法障害基礎年金情報
	年金給付情報 新法寡婦年金情報
	年金給付情報 新法障害基礎年金情報(20歳前障害初診日分)
	年金給付情報 新法遺族基礎年金情報
	年金給付情報 旧法共済年金 退職年金·減額退職年金·旧船員保険法該当老 <u>齡年金情報(旧三共済)</u>
	年金給付情報 旧法共済年金 通算退職年金·旧船員保険法該当通算老齡年 情報(旧三共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 障害年金情報(旧三共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 遺族年金·旧船員保険法該当遺族年金情報(旧 共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 通算遺族年金·旧船員保険法該当通算遺族年情報(旧三共済)
	年金給付情報 新法退職共済年金情報(旧三共済)
	年金給付情報 新法障害共済年金情報(旧三共済)
	年金給付情報 新法遺族共済年金情報(旧三共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 退職年金·減額退職年金·旧船員保険法該当老 場合人
	情報(旧農林漁業共済) 年金給付情報 旧法共済年金 障害年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 遺族年金·旧船員保険法該当遺族年金情報(旧 林漁業共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 通算遺族年金·旧船員保険法該当通算遺族年 情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法退職共済年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法障害共済年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法遺族共済年金情報(旧農林漁業共済)
	老齢福祉年金情報
	老齡福祉年金情報 受給権取得日
	老齡福祉年金情報 裁定日
	老齡福祉年金情報 失権日 老齡福祉年金情報 支給停止額
	老師福祉年並 <u>情報 支給</u> 額
	老齡福祉年金情報 支給停止期間開始
	老齡福祉年金情報 支給停止期間終了
	老齡福祉年金情報 支払記録
人確認情報及びその他の情報】 個人番号	
機構内統合宛名番号	
受付番号	
奨学生番号	
氏名	
生年月日	
性別	
郵便番号	
性所 異動事由	
<u>無期午月口</u> (備考)	1
	D.想定であり、将来的にデータ標準レイアウトに変更があった場合、変更される場合があり
上記は、本王垻日評価書作成時品の	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク										
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・個人番号により情報照会をする必要のある対象者について奨学金案内等で十分に周知の上、必要な対象者の個人番号のみ郵送又は対面で提出させる。 ・入手の際は、番号法第16条に定められた本人確認のための書類を提出させ、奨学金業務システムに登録された内容あるいは申請様式に記載された内容と照合し、対象者の個人番号であることを確認する。									
	【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な対象者の情報のみ取 得するようシステムで制御を行う。									
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学金申込等の申請に必要な書類については奨学金案内等で十分に周知の上、各種の申請内容に応 じた所定の申請様式、番号法第16条に定められた本人確認のための書類及び所定の様式による同意 書のみを、郵送又は対面により提出させ、その他の不要な情報を提出させない。									
容	【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するよう システムで制御を行う。									
その他の措置の内容										
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・個人番号の入手時には、奨学金申込者、奨学生、家計支持者等の本人に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る(同意書の提出による。)。 ・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号を、申請者である奨学生・返還者が代理人として提出する場合には、各関係者からの委任状を併せて機構に提出する。 ・本人確認に当たっては番号法第16条に基づき本人確認に必要な最小限の書類のみを提出させる。									
	【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するよう システムで制御を行う。									
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
リスク3: 入手した特定個人作	青報が不正確であるリスク									
入手の際の本人確認の措置 の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、番号法 第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて本人確認を行う。さらに、 個人番号に関する書類に記載された情報と、奨学金業務システムに登録されている情報あるいは提出 された申請様式に記載された内容を照合し、対象者の個人番号であることを確認する。									
	【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手に当たっては、番号法第8条の規定に基づき地方公共団体 情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元において、個人番号が本人の情報であるこ とは担保されている。									
個人番号の真正性確認の措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて本人確認を行う。さらに、個人番号に関する書類に記載された情報と、奨学金業務システムに登録されている情報あるいは提出された申請様式に記載された内容を照合し、対象者の個人番号であることを確認する。									
	【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手に当たっては、番号法第8条の規定に基づき地方公共団体 情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元において、個人番号が本人の情報であるこ とは担保されている。									

	固人情報の正確性確保 量の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】本人確認の措置を実施した際に、提出された個人番号関連書類等に記載された情報と奨学金業務システムや紐付け用DBシステムに記録された情報間に差異がある場合は、奨学金申込者、奨学生、家計支持者等に確認し、正確な情報を把握する。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、地方公共団体情報システム機構において正確性を担保されている。
その他	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスク	に対する措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・個人番号に関する書類等を郵送により提出する際は、提出に係る履歴が分かるよう書留郵便等により送付するよう奨学金申込者等に指示する。 ・奨学生、返還者等から受領した個人番号に関する書類等は、受領時に件数確認等を実施した上で厳重に保管する。受領した書類に不備等があった場合は、奨学生、返還者等一人の書類をひとつのクリアファイルでまとめる等により他人の不備返送の書類と混在しないよう管理し、返送時には、書類一式と返送用封筒の宛先をダブル・チェックするといった措置を行う。 ・紐付け用DBシステムに入力を行う専用端末に、個人番号の保存、複製並びに電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 ・地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行うとともに、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保する。 ・本人確認情報を照会できる職員を限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。 ・電子記録媒体により入手する場合は、データを暗号化の上、2人以上の機構職員が直接媒体を受け取り、持ち運ぶ。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	固人情報の入手(情報提	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 特	持定個人情報の使用	
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名シの内容	ンステム等における措置 F	紐付け用DBシステムには、個人番号を利用する業務に必要となる最小限の情報(奨学生番号、基本4情報等)及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した情報のみを記録するとともに、これらのシステムにアクセスできる職員を限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを防止する。なお、奨学金業務システムには特定個人情報を連携しない。
	で使用するその他のシ における措置の内容	奨学金業務システムは、紐付け用DBシステムに対して、業務のために必要な最小限の情報(奨学生番号等)を提供するのみであり、個人番号を一切保存せず、不必要な紐付けを行わない。
その他	也の措置の内容	
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーサ	げ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・紐付け用DBシステムを利用できる職員を限定し、各個人に対してユーザーID/パスワードを付与して、ログイン認証を行う。 ・複数名で使用できる共用IDは作成しない。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。

アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行	っている	3]				選択肢> 行っている	3		2)	行って	いない	1	
	具体的な管理方法	シス・	テム管		が、	職員の				システムへ の操作権[を定	かたも	見則に見	則り、ID/	/パス
	六件町で自在力は	シス・	テム管	-IDのダ 管理者: も効させ	が、	人事異	動等を	・確認の	の上、	職員のア	クセス権	限が不見	要とな	った場	易合(こ)	ま、ID/ノ゙	パス
アクセ	ス権限の管理	[行	っている	5]				選択肢> 行っている	3		2)	行って	いない	1	
	具体的な管理方法	セス	権限	を記載	した	:管理表	を作成	し、定	期的	:規則に則 に見直しを セスが行れ	と行い、盾	厳格な管	理を	行う。	<u></u>	各職員 <i>0</i>	アク
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を	·残l	している	·]	<: 1)	選択肢> 記録を残し	している		2) 1	記録を	·残して	いない	
	具体的な方法	供機・個力	関と 人番号 定個人	機構間 号の登録	で 録 段 時	たりとりき きに本人	されたな確認の	かに係り措置	トワ- る記: を実 <i>が</i>	ークシステ. 録を保管す 施した事実 ・成し、一気	ムを使用 ける。 ミ、実施 E	して、ど	のよ ⁻ 跡をi	うな特! 記録す	定個人	情報が	
その他	也の措置の内容	_															
リスク	への対策は十分か	[+:	分で	きある]	1)	選択肢> 特に力を 課題が残	入れてい されてい	るる	2)	十分で	きある		
リスク	3: 従業者が事務外で	使用す	トるリ	スク													
リスクに対する措置の内容		てザラン・ はい	解研の世界では、また、または、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	せること を実報で に必るわる でいるわり いるわり いるり いるり いるり いるり いるり いるり いるり いるり いるり いる	とをしたした。とすのかが、これの無いでは、これの無いでは、これの無いには、これの無いには、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの	目的としる用処に記録にないます。 当月のまた 当月のまた 当日 いまま いっといった かっとがった かった かっことが かっこん かっこん かっこん かっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	て、適たって、適についた。 たってえい できる いっこう できる いっこう できない こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ しゅう	宣、業にないようでは、シークを行った。	務 スラケ うこす	D 適事 切なる は 管理テス ま は に は は に は に に は に に に に に に に に に に	職員 が対要 個子 が対要 個行う。	象に個力 員の職 ずる。 い処理や 号を保管	人情幸 努内羽 権限 電、複	保護 容に応 を越え 製した	研修及 じて操・ た特定 り、電 ⁻	び情報: 作権限を で個人情 子媒体を	セキュ を付与 報の ・ 用い
リスク	への対策は十分か	[+: 	分で	きある]	1)	選択肢> 特に力を) 課題が残	入れてい されてい	る る	2)	十分で	である		
リスク	4: 特定個人情報ファイ	゚゚ルが	不正	に複製	<u></u> !さ∤	しるリス・	ク										
リスク	に対する措置の内容	て端 (画面 ・地プ 者よ	末かり 面キャ ち公まり納品	ら取りb プチャ も団体l 品される	出す、手情報	ことが ⁻ 手書きメ 最システ 定個人	できな(モ等)を ム機様 情報か	ハよう(を禁止 [*] まより本 [*] 記録さ	こシス するノ く人確 された	用端末に、 テム制御 レールを定 認情報を 電子記録 集体は、い	を行う。 とめる。 入手する 媒体及で	また、シス の際に利用 び特定個	ステ <i>ム</i> 用する 人情	制御 る電子 報を取	が不可 記録媒 スり扱う	能な複り 体、パン システム	製行為 ノチ業
リスク	への対策は十分か	[+3	分で	である]	1)	選択肢> 特に力を 課題が残	入れてい されてい	るる	2)	十分で	ぎある		
特定個	固人情報の使用における	らその ・	他の「	リスクス	及び	そのリス	スクに	対する	措置								
_								_									_
I																	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・委託先の選定に当たっては、ISO27001やプライバシーマークの取得実績、事業者における情報セキュ リティを確保するための体制・個人情報の管理体制について資料を提出させ、高度なセキュリティ対策・ 情報保護管理体制の確認 個人情報管理体制を有していることを確認する。 契約後は、委託先への立入検査等により、管理体制を確認する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる従業者を必要最小限に限 定し、当該者のみにアクセス権限を付与する。また、アクセス権限は必要最小限の範囲に限って許可を 具体的な制限方法 与える。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 Γ 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 委託先は、特定個人情報ファイルへのアクセス記録及びシステム処理の操作ログを記録し一定期間保 具体的な方法 管するとともに、許可された範囲以外の作業を実施していないか確認する。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 1 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への 提供に関するルールの 委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止する旨を契約書に明記し、その履行状況について実 内容及びルール遵守 績報告書を提出させることにより確認を行う。 の確認方法 ・委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、機構より提供する特 定個人情報の目的外の利用及び他者への提供を禁止する旨、また、機構から提供された特定個人情 委託元と委託先間の 報は必要がなくなり次第に速やかに機構に返却する旨を契約書に明記する。加えて、秘密保持に係る 提供に関するルールの 誓約書等を委託先から提出させる。 内容及びルール遵守 ・機構より委託先に特定個人情報を提供する際は、委託先の捺印入の受領書を機構にて保管する。 の確認方法 ・委託先より管理表や実績報告書を提出させることにより、特定個人情報の提供に係る上記ルールの履 行状況について確認を行い、番号法第10条、第11条の趣旨を踏まえ、必要かつ適切な監督を行う。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール Γ 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にする。また、特定個人情報 ルールの内容及び が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ ルール遵守の確認方 消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。消去作業 法 後に、廃棄等に関する実施結果を機構に報告する。 く選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する Γ 定めている 1 規定 以下の内容を契約書に定める。 (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務 (2) 特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の複製等の制限に関する事項 (3) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項 (4) 特定個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 規定の内容 (5) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項 (6) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する事項 (7) 従業者に対する監督・教育の義務 (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 (9) 機構が委託先に対して実施する監査に関する義務 (10) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの [十分に行っている] 確保 原則として委託先の従業員により作業を行うが、第三者に再委託を行う場合は、委託先は機密保持、 知的財産権等に関して機構が定める委託先の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、以下の 内容について機構へ報告し承認を得る。 ・再委託先に関する各種情報(社名、実績、規模、各種の認証資格の有無、事業所の場所等々) 具体的な方法 ・再委託する業務内容(範囲)とその割合、作業量 再委託先を含めた本業務に関わる全ての組織関連を含む全体体制図 ・再委託先に対する各種管理方法(運用管理規程、作業マニュアル、課題管理、リスク管理、セキュリ ティ管理等々)

そのイ	他の措置の内容	れているこ		はするととも	に、再委託した業務の実施に	全管理措置と同様の措置が講じら :おいても当該措置が講じられるよ
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定	個人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリス	スク及びその	のリスクに対する措置	
_						
5. 特	⊧定個人情報の提供・移 車	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	71: 不正な提供・移転が	行われるい	Iスク			
特定の記録	個人情報の提供・移転 ^禄	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法					
	個人情報の提供・移転するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					
そのイ	他の措置の内容					
リスク	7への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	72: 不適切な方法で提供	共・移転が行	テわれるリスク			
リスク	パに対する措置の内容					
リスク	つへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	73: 誤った情報を提供・	移転してしる	まうリスク、誤った相	手に提供・	移転してしまうリスク	
リスク	パに対する措置の内容					
リスク	7への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定付する措		委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるそ	の他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続 []接続しない(入手) [〇]接続しない	ヾ(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに報提供ネットワークシステムに新提供許可証を受領してから情報照会を実施することから上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリ応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログインウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切な連携を抑止する。 ※1:情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領能 ※2:番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、見可能な特定個人情報をリスト化したもの ※3:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特別	求め、 情 は は は は な け い い り う う く い り う う う う う う う う う う う う う う も う も う も
リスクへの対策は十分か	報へのアクセス制御を行う機能 「	
リスク2・安全が保たれない。	3)課題が残されている 方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計された バーを利用し、安全性を確保した上で情報取得を行い、情報提供ネットワークシステムと中間や とのシステム連携以外による情報取得は行わない。また、機構側のシステムと情報提供ネット ステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持したネットワーク(文部科学省ネク、政府共通ネットワーク等)を利用し、安全性を確保する。	サーバー ワークシ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情		
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介して、機関別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入とにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。	手するこ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個.	- 人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構側のシステムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキ維持した専用ネットワーク(文部科学省ネットワーク、政府共通ネットワーク等)を利用し、機密付する。 ・各システムにファイアウォールを設けて、関係するシステム間の通信のみ許可する。 ・紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないよされた業務用の専用端末のみとし、その他の使用許可を得ていない端末からのアクセスを受けいようシステム側で制御する。	性を確保
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行わる		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	【 <選択肢>	
リスク6: 不適切な方法で提供		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か		
情報提供ネットワークシステム	公との接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
_		

7. 特	定個人情報の保管・流	肖去													
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・派	丈失・毀損リ	スク											
①NIS	C政府機関統一基準群	[十分に	遵守してい	る]	<選択 1)特(3)十分	【肢> こ力を入 ♪に遵守	れて遵 してい	守して ない	いる			遵守して 関ではな	
②安全	全管理体制	[十分に	整備してい	る]	<選択 1)特(3)十分	₹肢> こ力を入 分に整備	れて整 してい	備してない	いる	2) +	-分に塾	整備して	いる
③安全	全管理規程	[十分に	整備してい	る]		₹肢> こ力を入 分に整備			いる	2) +	一分に整	整備して	いる
④安全 員への	全管理体制・規程の職 周知	[十分に	周知している	る]	3) 十分	こ力を入 分に周知	れて周 してい	知して ない	いる	2) +	分に属	割知して	いる
⑤物理的対策		[十分に	行っている]		<選択 1)特I	₹肢> こ力を入 分に行っ	れて行	ってい	る	2) +	分に行	テってい	る
	具体的な対策の内容	る。 (1)(2)(3) (3) (4)(5)(6)(7) (5)(6)(7) (5)(6)(7) (5)(6)(7) (6)(7) (7)(7) (7)(7) (7	ち入る権限 入りに者が、生化 下を時に一等が、生生の では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース では、サース のように、サース のまり、も のまり、も のまり、も のま り の り の り の り の り の り の り の り の り の		の確認職 ラ設と 大震 できまり できます できます いっぱい きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう かい	入の 等置火破び的 では、 の です 『 の です 『 の です 『 の です 『 の です 』 できまれる こうしょう できません こうしょう こうしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう	の記録の で会い 不正室に 方煙、配 で で た に に に に に に に に に に に に に れ に れ に れ に)措置 は監視! 退を抑するの 取事損傷の何 は体する。 に に は に は に は に に い に い に に い に の に に に の に に に に の に る に る に る に る に	設備に。 するた)際の共 が要な打 防止等の 保管室に	よる監 めの防 は連置 措 でつい	視並び 5犯設(防止対 ては、	に委言 備の記 策 他の執	託業者 建置 執務室	の識別な	化等の、施錠
⑥技術		[十分に	行っている]		1)特(こ力を入 分に行っ	れて行 ていな	ってい い	る	2) +	分に行	うってい	る
	具体的な対策の内容	(1) (2) の(3) (4) (5) な(6) みる。 (7)	部からの不正プログラス、最大に関している。 定個人情報に付け制のBシマラにある。 では、またのでは、またのでは、これでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	取り扱う情報にアクセスを ムによるアイリ 最の通信情報 アーンファイリ 最の 係る情報 アース きんにん こち 接続 して し ネット ムに 入り出すことが	を関しています。とのでは、とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	す青更一ム会 金ア 会を報新タにを 業ケーを	ついのこと できない でいて ひかい こく できない できない はい かい こく できない まん できない まん できない かい	は、次には、次には、次には、次には、次には、次には、できる。 できる いっぱい かいい はい という はい という はい はい という はい はい という はい	掲すせいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	措の損の みの 別の 番を定防染 新ネッシー を	ミによるいい セルト ステの ステクの かんがん こうかん こうかん こうかん ステクの かんがん かんがん かんがん かんがん しゅう	経路がたった。 を行うした。 リティバーの間が の間が	のウイグ う。 パッチジ ール、限り ま、こら	ルス対策 の用を行 受信等が まされた ないよう	きソフト う。 が行え 通信の 制御す
⑦バッ	<i>」</i> クアップ	[十分に	行っている]		<選択 1)特(3) +4		れて行 ていな	ってい	る	2) +	-分に彳	テってい	る
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に	行っている]		<選択 1)特I	限> こ力を入 分に行っ	れて行	ってい	る	2) +	分に行	うってい	る
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]			<選択 1)発生				2)	発生	なし		
	その内容	_													
	再発防止策の内容	_													
⑩死者	者の個人番 号	[保管	している]		<選択 1)保	₹肢> <u> 管してい</u>	る		2)	保管	していフ	ない	
	具体的な保管方法	死者(の個人番号に	についても引	川き続き	生存	者の個	人番号。	 と同様の	 の方法	で保管	する	 _ととし	ている。	
その他	也の措置の内容	_													
リスク	への対策は十分か	[十分	うである]	_	<選択 1)特(3) 課題	、肢> こ力を入 質が残さ	れてい	るるる	2)	十分	である		

リスク	Jスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク									
リスク	に対する措置の内容	業務の目的に応じて、その都度本人からの提出書類や地方公共団体情報システム機構の利用により現 況確認を行い、その情報に基づいて情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報を入手し更新 することにより、情報の最新性を確保する。 なお、機構は情報照会のみ実施し、情報提供は行わないため、古い情報の提供により他機関へ影響を 及ぼすことはない。								
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク								
消去引	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない								
	手順の内容	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報については、保管期間経過後、システム処理にて自動削除する。また、特定個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、各部の個人情報保護管理者の指示するところに従い、当該記録されている特定個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。								
その化	也の措置の内容									
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応として、以下の措置をとることとしている。

- ①個人情報保護管理者及び個人情報総括保護管理者にて事案を確認する。
- ②個人情報保護管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- ③個人情報総括保護管理者は事案の内容等に応じて理事長、理事、監事に報告する。

- ④事案の内容に応じて文部科学省等の関係機関に報告する。 ⑤必要に応じて文部科学省等の関係機関に報告する。 ⑥必要に応じて影響のある機関(学校等)へ連絡、対応を指示する。 ⑥個人情報保護管理者は事案発生の原因を分析し、再発防止策を策定する。
- ⑦個人情報保護管理者は事案の内容・影響等に応じて事実関係及び再発防止策を公表し、総務省に情報提供を行う。また、事案に係 る本人への対応を行う。

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	各部等の個人情報保護管理者は特定個人情報の管理等の状況について定期的に点検を行い個人情報総括保護管理者に報告する。 このほか、特定個人情報を取り扱う職員を対象として、特定個人情報の取扱い等に関する自己点検及び情報セキュリティに関する自己点検を定期的に実施する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な内容	特定個人情報の管理の状況等については、監査責任者が定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、 その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。
2. 従業者に対する教育・	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	以下のとおり特定個人情報を取り扱う職員に対する教育・啓発を行う。 ①特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため の啓発その他必要な研修を行う。 ②特定個人情報の取扱いに係る業務のうち情報システムの管理、運用の業務に従事する職員に対して は、①の研修のほか、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリ ティ対策に関する必要な研修を行う。
3. その他のリスク対策	
_	

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求									
①請3	 求先	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 情報公開室								
②請?	求方法	個人情報ファイル簿 式に記入し、手数料				求する内容を決定後、所定の様 書)と共に請求する。				
	特記事項	開示請求等の手続の 求について」で分かり				情報の開示・訂正・利用停止請				
③手	数料等	[有料 (手数料額、納付方)] 法: 手数料は1件3	1)	選択肢> 有料 差の場合は定	2) 無料 ②額小為替証書により納付)				
④個.	人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<: 1)	選択肢> 行っている	2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	学資の貸与に係る特	定個人情報管理:	ファイル						
	公表場所	機構ホームページに	公開する「個人情	報ファイル簿」により	公表する。					
⑤法*	令による特別の手続	_								
⑥個。記載等	人情報ファイル簿への不 ・	_								
2. 特	非定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問	合せ							
①連絡先		独立行政法人日本学 〒162-8412 東京 電話:03-6743-6118	都新宿区市谷本村		室					
②対』	芯方法	案件に応じて関係部		対応する。						

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	日本学生支援機構ホームページに意見の募集について掲載した。意見は、ウェブフォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成27年10月28日から平成27年11月27日まで
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見提出なし ま に は は は は は は は は は は は は は は は は は は
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	_
②方法	_
③結果	
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】
①提出日	平成27年12月3日
②特定個人情報保護委員会 による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明